

第15編 上下水道部

水道事業

1 水道事業の概要

当市の水道の歴史は、旧釧路市では大正13年に鶴ヶ岱浄水場の建設工事に着手し、昭和2年1月1日に通水を開始し、昭和38年には釧路村（昭和55年に町制施行）へ区域外給水を展開した。一方、旧阿寒町では阿寒湖畔で昭和33年に、阿寒市街地で昭和37年に供用を開始し、旧音別町では昭和33年に音別町簡易水道事業、昭和37年に直別地区簡易水道事業、昭和54年に二俣飲料水供給施設を整備した。

旧釧路市は、当時、給水人口6万人、配水能力8,300トンの規模であったが、市勢は着々と発展し、需要水量も目を見張る伸びを示し、これに対応した拡張事業を相次いで計画、施工し現在に至っている。この間、第1回拡張事業で愛国浄水場を昭和34年に建設し、昭和41年には第2回拡張事業、昭和46年には第3回拡張事業を着工しているところである。

現在釧路地区では、愛国浄水場更新工事に着手しており、配水施設更新となる第一期工事では、平成23年に配水池更新工事に着工し、平成29年3月に竣工したところである。また、浄水施設更新となる第二期工事は平成29年に着工、平成35年に竣工を予定している。阿寒地区では、平成24年に阿寒湖畔浄水場更新事業を着工し、平成26年2月に膜ろ過施設が完成、同年3月10日から通水を開始している。

	釧路地区		阿寒地区		音別地区
水道名	釧路市上水道	山花簡易水道	阿寒簡易水道	阿寒湖畔簡易水道	音別簡易水道
水源の種別	表流水 (新釧路川)	地下水	表流水、伏流水 (シュンクシタカラ川)	表流水 (チップ川)	地下水
浄水施設	愛国浄水場	山花簡易水道施設	阿寒浄水場	阿寒湖畔浄水場	音別浄水場 直別浄水場
浄水方法	急速ろ過	消毒	急速ろ過	膜ろ過	膜ろ過

2 給配水の状況

区分	年度	平成26年度	平成27年度	平成27年度 地区別内訳		
				釧路地区	阿寒地区	音別地区
計画給水人口(人)		253,437	253,437	245,530	5,000	2,907
給水区域内人口A(人) (釧路町セチリ太地区を含む)		192,773	190,806	184,655	4,305	1,846
給水人口B(人)		192,636	190,708	184,608	4,256	1,844
普及率B/A(%)		99.9	99.9	100.0	98.9	99.9
給水戸数(戸)		92,715	92,547	89,674	1,978	895
一日配水能力(m ³)		99,844	99,844	93,620	4,500	1,724
年間配水量(m ³)		21,988,535	21,749,768	20,465,592	996,663	287,513
年間有収水量(m ³)		18,882,057	18,764,753	17,780,091	784,350	200,312
有収率(%)		85.9	86.3	86.9	78.7	69.7
一日最大配水量(m ³)		65,528	65,235	61,223	3,102	910
一日平均配水量(m ³)		60,243	59,426	55,917	2,723	786
一人一日最大配水量(ℓ)		340	342	332	729	493
一人一日平均配水量(ℓ)		313	312	303	640	426

3 水道料金

(平成29年4月1日現在)

用途別	メーターの口径	1カ月の料金		
		基本料金		超過料金(1m ³ につき)
		使用水量	料金	
家事用	—	8m ³ まで	1,191円	169.56円
業務用	13mm	8m ³ まで	1,358円	241.92円
	20mm		1,801円	
	25mm		2,719円	
	40mm		7,599円	
	50mm		18,221円	
	75mm		30,411円	
	100mm		47,145円	
	150mm		96,940円	
200mm	137,079円			
浴場用	—	80m ³ まで	2,170円	38.88円
臨時用	—	1m ³ につき	453.60円	—

※上記水道料金は、消費税及び地方消費税相当額を含む

※業務用の料金は、[メーター口径]と[検針が毎月か隔月か]を基に計算する

※平成24年度より阿寒地区の営業用は業務用に変更となり経過措置を設けている

4 負担金

メーターの口径	負担金
13mm	32,400円
20mm	108,000円
25mm	172,800円
40mm	540,000円
50mm	831,600円
75mm	2,008,800円
100mm	3,456,000円
150mm	7,452,000円
200mm	10,476,000円

(1) 給水装置(業務用)の新設工事または水道メーターの口径の増径を伴う改造工事の際徴収。

(2) 改造工事の場合は、新口径と旧口径に係る負担金との差額。

※左記負担金の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む

5 検針・料金収納

(1) 釧路地区の検針・料金収納業務は包括的民間委託を行っている。

(2) 家事用の検針は毎月1日から10日までの期間に地域を区分し隔月で行っている。業務用は毎月検針を基本としている。

(3) 料金の収納は自主納付を基本とし、口座振替と納付制となっている。

28年度取扱実績	釧路地区	阿寒地区	音別地区
口座振替	72.0%	71.6%	67.7%
納付	28.0%	28.4%	32.3%

(4) 滞納分については、督促及び滞納整理を行い、その状況に応じて給水停止を行っている。

6 施設の整備

平成29年度では、次のとおり施設の整備を予定している。

事業名	事業費(千円)	概要
第3回拡張事業	362,380	愛国浄水場浄水施設土木・建築 愛国浄水場送配水施設外構 愛国浄水場配水池上屋改修 愛国浄水場構内連絡管切離 愛国浄水場浄水施設プラント設備工事監理業務委託 岩保木取水施設上流側取水口改修工事等
配水管整備事業	881,883	配水管更新等(φ50～φ450)延長 3,307m 消火栓新設等 水道管路更新検討業務委託(鉄西系統、桜ヶ岡・武佐系統) 設計委託等
浄水場施設整備事業	350,270	電気・機械・計装設備更新等 遠方監視電気設備更新 市内高区配水ポンプ更新 計装監視制御設備更新等
簡易水道整備事業	297,256	阿寒浄水場電気設備更新 阿寒湖畔浄水場場内整備等 直別浄水場送水ポンプ増設 消火栓移設
メーター整備事業	388,954	メーター整備 新設 1,066個 更新 11,790個
水質検査機器整備事業	11,512	水質検査機器整備等
計	2,292,255	

7 上下水道事業の庁舎概要

所在地 釧路市南大通2丁目1番121号(南大通りビル)

建設年月日 昭和63年10月20日(同11月14日移転)

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造り、地下1階地上9階建

延床面積(2階部分) 1,201.12㎡

建設費(負担分) 約299,210,000円

※橋南西会館、その他民間テナント、マンションが入居している複合ビル

工業用水道事業

1 工業用水道事業の概要

当市の工業用水道の歴史は、昭和50年に施設建設工事に着手し、昭和51年10月1日に給水を開始した。当時は給水事業所1社、配水能力6,360トンの規模であったが、企業誘致による用水型企業の稼働により需要水量も増加、現在は4社に供給し配水能力は15,000トンとなっている。

2 給配水の状況

区分	年度	26	27
給水事業所数(社)		4	4
計画配水能力(m ³)		20,000	20,000
現在配水能力(m ³)		15,000	15,000
契約水量(m ³)		8,923	8,600
契約率(%)		59.5	57.3
年間総配水量(m ³)		1,664,855	1,679,993
年間有収水量(m ³)		1,583,409	1,603,932
有収率(%)		95.1	95.5
一日最大配水量(m ³)		7,650	7,807
一日平均配水量(m ³)		4,561	4,590

3 工業用水道料金

(平成29年4月1日現在)

用途別	料金	契約体系	料金(1m ³ につき)		
			基本料金	特定料金	超過料金
工業用		契約水量制 最低契約水量100m ³	20.52 円	20.52 円	41.04 円

※上記水道料金の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む

4 施設の整備

平成29年度では、次のとおり施設の整備を予定している。

事業名	事業費(千円)	概要
取水井戸設備更新事業等	2,173	取水井戸ポンプ更新1基 量水器取替1箇所

下水道事業

1 計画の概要

(1) 認可計画

ア 計画処理面積	4,845ha	カ ポンプ場	12カ所
イ 計画処理人口	158,950人	キ 計画事業費	175,751,868千円
ウ 下水管渠計画延長	1,834,545m	ク 下水排除方式	分流式一部合流式
エ 処理区	6処理区	ケ 下水管配管方式	遮集式(ポンプ排水圧送併用)
オ 終末処理場	6カ所		

2 進捗状況

種 別	認可計画	平成28年度末	進 捗 率
計画処理面積	4,845 ha	4,540ha	93.7%
計画処理人口	158,950 人	170,550人	107.3%
下水道管渠延長	1,834,545 m	1,476,834m	80.5%

各種普及率 (%)

普及率 (処理区域人口/行政人口×100)	98.5% (170,550/173,223×100)
水洗化率 (水洗化人口/処理区域人口×100)	95.3% (164,258/170,550×100)

3 下水道使用料

(1) 水量にかかもの

(平成29年4月1日現在)

種 別	1 カ 月 の 使 用 料		
	汚 水 排 除 量	使 用 料	
		処理区域	未処理区域
基本使用料	8 m ³ まで	1,661 円	717 円
超過使用料 (1 m ³ につき)	8 m ³ を超え 20 m ³ まで	230.04 円	100.44 円
	20 m ³ を超え 50 m ³ まで	260.28 円	110.16 円
	50 m ³ を超え 100 m ³ まで	301.32 円	126.36 円
	100 m ³ を超え 500 m ³ まで	340.20 円	143.64 円
	500 m ³ を超え 1,000 m ³ まで	366.12 円	157.68 円
	1,000 m ³ を超える部分	384.48 円	165.24 円
公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)の適用を受ける浴場については、1 m ³ につき19.44円とする。			
阿寒湖温泉地区の温泉水の 汚水に係る使用料	汚水排除量 1,000 m ³ 未満	使用料 1 m ³ につき 10.90円	
	汚水排除量 1,000 m ³ 以上	基本使用料100 m ³ まで 20,487.60円 超過使用料 1 m ³ につき 10.90円	

※上記の下水道使用料は、消費税及び地方消費税相当額を含む

※汚水排除量は、水道の使用水量と同じとしている

※使用料の徴収は水道料金と同時に行っており、家事用は隔月、業務用は毎月徴収している

※平成24年度より阿寒湖温泉地区の営業用は業務用に変更となり経過措置を設けている

(2) 水質にかかるもの

(平成29年4月1日現在)

汚水1リットル中の生物化学的酸素要求量及び浮遊物質質量	使用料(税込) (1 m ³ につき)	備 考
200mgを超え 300mgまで	20.52 円	この表に掲げる数値は、下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省・建設省令第1号)に定める検定方法により検定した数値とする。
300mgを超え 400mgまで	41.04 円	
400mgを超え 600mgまで	82.08 円	
600mgを超え 1,000mgまで	164.16 円	

4 終末処理場の建設

(1) 古川終末処理場

昭和54年度高級処理施設が完成したが、その後増設工事を行い、現在処理能力67,200m³/日で稼働中である。

ア 建設位置 釧路市古川町7番地4

イ 敷地面積 11.71ha

ウ 認可処理区域面積及び人口

(ア) 面積 3,083ha (うち釧路町 579haを含む)

(イ) 人口 114,020人 (うち釧路町17,330人を含む)

エ 処理方法 標準活性汚泥法

(2) 白樺終末処理場

海域汚濁防止を主眼として建設し、昭和56年度から供用開始し、その後増設工事を行い、現在処理能力9,525m³/日で稼働中である。

ア 建設位置 釧路市益浦4丁目8番11号

イ 敷地面積 3.44ha

ウ 認可処理区域面積及び人口

(ア) 面積 511ha

(イ) 人口 16,200人

エ 処理方法 標準活性汚泥法

(3) 大楽毛終末処理場

昭和61年度から供用を開始し、その後、水処理施設の増設工事を行い、現在処理能力23,000m³/日で稼働中である。

ア 建設位置 釧路市星が浦南6丁目9番27号

イ 敷地面積 12.70ha

ウ 認可処理区域面積及び人口

(ア) 面積 1,425ha

(イ) 人口 40,290人

エ 処理方法 標準活性汚泥法

(4) 阿寒湖畔下水終末処理場

昭和61年度から供用を開始し、その後、水処理施設の増設工事を行い、現在処理能力7,350m³/日で稼働中である。

ア 建設位置 釧路市阿寒町シアンヌ7番地

イ 敷地面積 1.18ha

ウ 認可処理区域面積及び人口

(ア) 面積 80ha

(イ) 人口 11,660人

エ 処理方法 標準活性汚泥法

(5) 阿寒下水終末処理場

平成8年度から供用を開始し、現在処理能力900m³/日で稼働中である。

ア 建設位置 釧路市阿寒町仲町1丁目16番1号

イ 敷地面積 0.68ha

ウ 認可処理区域面積及び人口

(ア) 面積 167ha

(イ) 人口 2,830人

エ 処理方法 オキシデーションディッチ法

(6) 音別浄化センター

平成12年度から供用を開始し、現在処理能力1,330m³/日で稼働中である。

ア 建設位置 釧路市音別町海光1丁目31番地

イ 敷地面積 0.98ha

ウ 認可処理区域面積及び人口

(ア) 面積 158ha

(イ) 人口 1,550人

エ 処理方法 オキシデーションディッチ法

5 受益者負担金・分担金制度

公共下水道事業に係る建設費の一部に充てるため、都市計画法第75条の規定に基づき、昭和46年7月に釧路市下水道事業受益者負担金条例を制定、昭和47年度から賦課徴収を実施している。

阿寒地区、音別地区は地方自治法第224条の規定に基づきそれぞれ、平成9年度、平成13年度から受益者分担金を賦課徴収している。

負担区	単価 (円/m ²)	設 定	負担区	単価 (円/m ²)	設 定
中 央	127円31銭	昭和46. 8. 2	大 楽 毛	395円	平成5. 1. 6
北 部	362円	54. 11. 1	第2貝塚	248円	7. 3. 1
白 樺	338円	56. 12. 21	文 苑	164円	7. 3. 1
春 採	384円	59. 12. 21	大楽毛西	406円	9. 3. 17
古 川	379円	60. 12. 16	鶴 野	406円	10. 3. 16
鳥 取	393円	61. 10. 20	第2文苑	164円	16. 1. 13
貝 塚	388円	63. 11. 1	第2鶴野	182円	16. 1. 13
米 町	407円	平成元. 7. 15	第2大楽毛	245円	17. 1. 31
芦 野	149円	元. 11. 10	第3昭和	177円	18. 2. 16
昭 和	398円	2. 12. 1	桂 恋	405円	19. 3. 7
愛 国	385円	3. 11. 25			
興 津	391円	3. 11. 25	阿 寒	152円	8. 9. 30
益 浦	358円	3. 11. 25	音別(土地)	150~200円	12. 11. 10
仲 の 沢	397円	5. 1. 6	音別(建物)	50,000円 (1戸あたり)	12. 11. 10
第2昭和	177円	5. 1. 6			

6 水洗化の実績

年 度	水 洗 化 件 数		
	水洗トイレ改造	新 築	合 計
26	48	409	457
27	43	354	397
28	38	347	385

7 水洗便所改造資金の助成制度

(1) 融資あっせん制度

処理区域内のくみ取り便所の水洗化を促進するため、トイレ1基につき60万円を限度に改造資金の融資あっせんをしている。返済は月額10,000円で60カ月以内とし、金利は市が負担する。

年度	釧路地区		阿寒地区		音別地区	
	基数	金額	基数	金額	基数	金額
26	1基 (1戸)	600千円	—	—	—	—
27	1基 (1戸)	600千円	—	—	—	—
28	1基 (1戸)	460千円	—	—	—	—

(2) 補助金交付制度

下水道が供給開始された日から3年以内に水洗化工事をする場合、トイレ1基につき4万円の補助金を交付する。

年度	釧路地区		阿寒地区		音別地区	
	基数	金額	基数	金額	基数	金額
26	1基 (1戸)	40千円	—	—	—	—
27	—	—	1基 (1戸)	40千円	—	—
28	1基 (1戸)	40千円	—	—	—	—